

秋田看護福祉大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、秋田看護福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

自己点検・評価を恒常的に行う体制を確立し実施するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムを構築し、平成 28(2016)年 7 月末に進捗状況を含めて報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

学校法人ノースアジア大学の組織の中にある大学は、その前身である秋田桂城短期大学から継承する建学の精神「真理・調和・実学」にその教育目的と教育方針を置き、保健・医療・福祉領域での専門教育を教授し、研究成果を社会に還元し、地域社会の発展に寄与している。

大学は看護福祉学部のもとに看護学科と福祉学科の 2 学科を有し、教育研究を支える総合研究所、附属図書館、「福祉行政研究室」が整備されている。教育研究を支える教授会、両学科会議、各種委員会各規定は整備され運用している。教養教育は学則第 1 条に基づいた教育課程が編成され、専門科目を視野に置いた総合科目、人間形成に資する科目を開設するなどの工夫がみられる。

また、履修モデルの提示、履修登録ガイダンスでの指導を通して加重負担にならないよう履修を周知しているが、学科の特性上、履修登録単位数の上限に関する規定はない。

大学入試要項、ホームページなどにより学部・学科への受入れ方針、入学者選抜方針が明示されている。また、GPA(Grade Point Average)制度の導入、国家試験の合格率を上げる学習支援、実習に向けた指導が適切に行われているほか、クラス担任との面談、学生による授業アンケート、学長と学生との懇談会、社会人入学生や編入学生との懇談会などきめ細かい学生サービスが実施されている。

専任教員数及び教授数は、大学設置基準上必要な数を満たしており、各学科に適切に配置されている。教員の教育研究活動は概ね良好に展開されている。平成 19(2007)年度以降、任期制を導入している。

職員の採用・昇任と再雇用に係る規定・内規・要綱が整備され、職能開発への取組みがなされている。

学長及び学科長は評議員として法人運営に参画している。また、学長、学科長及び各種委員会委員長は、適宜、理事長と面談を行うなど意思疎通を図っている。自己点検・評価については「学校法人ノースアジア大学自己点検・評価規程」、学則第 2 条及びその第 2

項で自己点検・評価を規定し、「FD 推進委員会」を主に学生による授業評価アンケート、教員の資質向上を図る取組み、運営体制の見直しを図る取組みなどの評価活動を実施している。しかし、平成 17(2005)年度以降、大学独自の自己点検・評価を実施せずに現在に至っている点については、改善が必要である。

主な財務指標（帰属収支差額比率、流動比率、負債比率）は良好な値であり、収入と支出のバランスのとれた運営がなされている。会計処理も適切であり、財務情報の公開も実施されている。

教育研究目的を達成するための環境は整備され、施設設備の安全性が確保されている。

大学は、近隣の自治体と連携して行う「ピアカウンセリング活動」「横手市『健康の駅』事業」「元気ムラ・プロジェクト」、委員会・審議会での委員などを通じて地域社会との協力関係を構築している。

大学の組織倫理については、「学校法人ノースアジア大学寄附行為」「秋田看護福祉大学学則」「学校法人ノースアジア大学就業規則」などを定め、適切な運営がなされている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、前身の秋田桂城短期大学から受継いだ「真理・調和・実学」を建学の精神として定めている。また、「教学とともに建学の精神をもって、国際的視野に立ち、輝かしい未来に向かって伝統の灯を掲げていくことを学園存在の理念とする」と、大学の基本理念を定めている。これらは、学生及び受験生などに向け大学案内、学生便覧、公開講座、各種協同事業などを通じて学内外に周知を図っている。

大学の使命及び目的については、「建学の精神に基づき、幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識をもって社会に貢献できる人材を養成するとともに、独創的で実際的な研究活動を行い、その研究成果を還元することにより、地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする」と、学則第 1 条に定められている。大学の使命・目的は、ホームページなどによって、建学の精神とともに学内外に公表されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は、看護福祉学部のもとに看護学科と福祉学科の2学科で構成され、教育研究を支える組織として総合研究所、附属図書館、「福祉行政研究室」を設置している。これらの組織は、「実学」を重視する基本理念と「社会に貢献できる人材を養成する」という目的を達成するために、適切な規模で構成し、各組織相互の適切な関連性が保たれている。特に、超高齢社会を迎え、福祉行政の重要性が今後増大することに対応して、「福祉行政研究室」を中心に、福祉行政に携わる人材育成に積極的に取り組んでいる。

教養教育については、学則第1条において、幅広い教養教育との密接な関連のもとに専門教育を教授すること及び豊かな人間性を持った人材養成を目指すことが明示されており、バランスのとれた教養科目と専門科目を見据えての総合科目が両学科共通科目として開設されている。

教育研究に関わる意思決定機関の組織は、規定と実体の一部異なる点があるが、教授会及び教授会のもとに置かれた各種委員会、学科ごとに置かれた委員会が整備され適切に機能している。

【改善を要する点】

- ・大学諸規定に定められている学部長及び「教務委員会規程」に基づく教務委員長が選任されておらず、速やかに改善する必要がある。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

人材養成に関する目的と教育目標は、学部、学科ごとに学則に明記され、学生便覧、ホームページにも掲載されている。

学生の語学力習得と動機付けを行う入学前プログラム、初年次教育としての「基礎演習」、両学科が共通して学ぶ「総合科目」などがカリキュラムに組み込まれ、教養科目、専門科目とともに教育課程が体系的に編成されている。また、教育課程全体に講義、演習、実習の流れを柱とし、コミュニケーション能力の習得を重視した科目が全体に配置されている。学科の特性を理由に、履修登録単位数の上限が設定されていないが、各種資格、国家試験受験資格などに必要な単位を学生便覧などに明示し、履修登録ガイダンスでの説明、履修モデルの提示、履修届けの確認などを行うことにより、単位履修の指導がなされている。授業期間は、年間35週以上が確保されている。

成績評価基準を学則と学生便覧に明示し、GPA(Grade Point Average)制度も成績評価に導入して、成績優秀者の表彰や履修人数に制限のある助産学系科目の履修者選考に活用している。また、クラス担任や卒業研究担当教員による学習指導と、学科会議や教務委員会による単位取得状況の確認などにより教育目的の達成状況を把握している。3年次への進級と実習履修に際して修得すべき科目を定め、卒業試験も実施するなど、各段階での達成目標が明確化されている。これらの取り組みにより、看護師、社会福祉士の国家試験は、高

い合格率を達成している。

【参考意見】

- ・単位取得が1年次に偏っているので、履修登録単位数について実情に合った上限の設定が望まれる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーが学部・学科ごとに明確にされ、大学入試要項、ホームページ、オープンキャンパスなどで周知されている。また、早期に入学決定した学生に対しては入学前教育が実施され、入学者の資質の向上に向けた取組みが行われている。収容定員については、入学定員に満たない学科はあるが、全学的には概ね適切に確保されている。

少人数教育を特色として、各教員・クラス担任によって、学生一人ひとりの学習支援がきめ細くくなされている。実習室を含む多くの学内施設の空き時間が平日・休日共に利用することが可能で、国家試験のための勉学、技術の習得などの学習支援がなされている。

学生サービス・厚生補導については、学生の課外活動・健康相談・生活相談が学生委員会と事務部門の連携のもとに適切に機能している。奨学金は、日本学生支援機構のほか、大学独自の制度を設けるなど、学生に対するさまざまな経済的支援に努めている。

学生の意見は、意見箱、クラス担任との面談やゼミなど日常的な教育の場で行われているほか、学生による授業アンケート、学生会代表との懇談会、学長と学生との懇談会、編入学生・社会人学生との懇談会により、幅広くくみ上げられている。これらの学生の意見は学生委員会、「FD推進委員会」で検討し適切に対応している。

就職・進学などに関する支援については、就職委員会及び学務課就職係を中心に行われ、過去3年間就職率100%を達成している。国家試験対策も1年次から組織的・計画的に実施されており、試験結果も概ね良好である。

【優れた点】

- ・就職委員会のキャリア教育プログラムのもとに、クラス担任やゼミ担当教員、学務課就職係が連携して指導にあたり、過去3年間の就職率100%を達成している点は、高く評価できる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

専任教員数及び教授数は、大学設置基準上必要な数を満たしており、各学科に適切に配置されている。教員の年齢バランスに課題はあるが、改善の努力がなされている。

教員の採用・昇任については、選考基準が「教員選考規程」と法人の規定に明記され、採用は、公募を原則としている。教員の採用選考は、書類審査、面接及び模擬授業による審査を実施するなど、多面的な選考方法が取られている。また、平成 19(2007)年度からは任期制を導入し、評価項目を定めて再任用の参考としている。

実習科目の担当の有無により、教員の担当授業時間数には、教員間でやや格差はあるが、実習科目には実習補助者を配置し、担当教員の教育活動を支援する体制を整えている。科学研究費補助金の申請に努力しており、自治体への協力事業や委託事業による外部資金の導入にも力を入れている。

教員の教育研究活動を活性化するため、「FD 推進委員会」を設置し、毎年度教員研修を実施しているほか、年 2 回の学生による「授業評価アンケート」や毎年 4 回の公開授業などを実施している。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制は、「学校法人ノースアジア大学組織規程」に定められ、職員の採用・昇任などに関しては、「学校法人ノースアジア大学就業規則」及び「ノースアジア大学事務職員職階内規」に明示され、適切に運用されている。また、「学校法人ノースアジア大学再雇用制度要綱」に基づく退職後の再雇用制度を設けている。

職員の資質・能力の向上については、初任者研修会、採用 2 年目、3 年目の事務職員研修会、課長研修会などの研修会を実施しており、更に全職員に恒常的に資質向上に取り組む意識を持たせるため、「事務職員事務能力試験」を実施している。

教育研究支援は、学務課が中心になって、カリキュラム編成作業、履修相談、学生募集、生活相談、就職支援、国家試験対策など、幅広い範囲で常に教員と連携を図りながら取進めている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学及び法人の管理運営体制は、「学校法人ノースアジア大学寄附行為」「秋田看護福祉大学学則」その他の諸規定が整備されており、運営は理事会、評議員会及び教授会を中心

に概ね適正に行われている。

学長及び学科長が評議員として法人運営に参画し、理事長と学長、学科長及び各種委員会委員長との週1回以上の面談による意思疎通を図っており、その内容は、教授会や関係する委員会、学科会議などで説明、報告されている。また、職員が各種の委員会などに委員として出席しており、教員と職員が協力して大学運営にあたっている。

自己点検・評価については、開学以来、本格的な実施がなされておらず、改善の必要があるが、「学校法人ノースアジア大学自己点検・評価規程」が制定され、「学校法人ノースアジア大学自己点検・評価委員会」のもとに「秋田看護福祉大学教育研究分科会」を置くなど体制は整備されている。

【改善を要する点】

- ・認証評価のための自己点検・評価を除き、平成17(2005)年開学以降、大学独自の自己点検・評価が実施されておらず、自己点検・評価を恒常的に行う体制を確立し実施するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムを構築するよう、改善を要する。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

財務状況については、帰属収支差額比率、流動比率、負債比率などの主要な財務指標は、良好な値を示しており、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤は確保され、収入と支出のバランスのとれた運営がなされている。また、財務の中長期計画が策定されており、毎年度の予算編成は、当該中長期計画に沿った「予算編成基本方針」に基づき行われている。しかしながら、学校法人の収入のうち学生生徒等納付金収入は、平成18(2006)年度以降減収傾向にあり、学校法人全体としての学生確保に課題がある。

会計処理については、学校法人会計基準及び法人の経理関係諸規定に則って適切に処理されており、会計監査などは、公認会計士及び監事により適正に行われている。

財務情報は、法人のホームページや学園広報誌で公開しており、今後更に公表内容の充実を検討している。

外部資金の導入については、秋田県などからの各種の補助金、資格取得講座・公開講座の受講料収入などにより安定的に推移しており、科学研究費補助金の獲得に向けた努力もなされている。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するための校地・校舎については、基準面積などの大学設置基準を満たしており、実習に必要な教室、設備、器具などは適切に整備されている。OA 教室は、授業以外の時間帯は自由に使用でき、午後 9 時まで使用が可能である。また、学内の各種の実習室は、午後 7 時まで開放しており、学生の利便性に配慮している。

校舎は、建築基準法上の耐震性を確保しており、建物の付帯設備や昇降機類は定期的な点検を行っており、バリアフリーについても、スロープ、障がい者用トイレなどが整備され、車椅子でも利用しやすい環境が整っている。

施設設備の安全性については、民間警備会社との契約により対応しているほか、教職員による定期的な巡回点検により、安全性の確保のための補修・整備などを行っている。また、研究・管理棟、教室棟、図書館棟に囲まれたスペースには池が配置され、景観への配慮と防火対策を兼ねた工夫がなされている。

キャンパスは、校舎の周囲に芝生を整備し、樹木を適切に配置することによって学内の緑化を進めており、アメニティにも十分配慮したものとなっている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地元大館市と、保健・医療・福祉の推進、まちづくり推進、教育・文化振興、人材派遣などに係る包括的な連携協定を結び、教員が審議会などの委員として積極的に協力しているほか、図書館、体育館などの施設を広く市民に開放している。

秋田県から委託された「ピアカウンセリング（仲間相談活動）事業」を 6 年間継続して実施しているほか、平成 17(2005)年度からは、横手市が全国に先駆けて実施している「健康の駅」事業に、教員と学生が一体となって参加・協力している。また、平成 23(2011)年度には、秋田県と鹿角市の協同事業である「元気ムラ・プロジェクト」の本格実施のための事前調査に協力し、中心的役割を果たした。

秋田県内 14 の高等教育機関で構成する「大学コンソーシアムあきた」に参加し、コンソーシアムを通じて高大連携授業、社会人講座に協力するなど、大学の特色を生かした活動を展開している。学生は、地域の祭にも積極的に参加・協力するなど、地域との関係は良好である。

【優れた点】

- ・秋田県の委託事業「ピアカウンセリング（仲間相談活動）事業」の実施、横手市が実施する「健康の駅」事業、秋田県と鹿角市の協同事業である「元気ムラ・プロジェクト」への協力など、大学の特色を生かした地域への貢献は、高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学の組織倫理については、「学校法人ノースアジア大学寄附行為」「秋田看護福祉大学学則」「学校法人ノースアジア大学就業規則」に基本を定めるとともに、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」「個人情報保護に関する規程」を定め、適切な運営がなされている。

危機管理体制については、「秋田看護福祉大学防災規程」を定め防災対策委員会を中心に避難訓練を実施し、学生が巻き込まれる可能性のあるリスクとして、盗難、カードローンなどについて学生便覧で注意を促し、学生のため総合保障制度の保険に加入している。

警備については、委託契約による警備員を常駐させ夜間・休日においても警備員が巡回し学内の安全管理を行っている。

教育研究成果については、「秋田看護福祉大学総合研究所 研究所報」として毎年発行されており、ノースアジア大学との共同研究は、ホームページにも随時紹介され、ノースアジア大学の学術研究誌にも掲載されている。

